

中野まちづくり協議会会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は中野まちづくり協議会と称し、事務所を中野福祉会館（大阪市都島区中野町3-4-24）に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、中野小学校下（中野地域）とする。

(目的)

第3条 本会は、中野地域を誰もが輝く元気なまちにしていくために、中野地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動地区の住民の全てを対象とした活動を行い、誰もが自由に参加しながら、取り組んで行くことを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、別表に定める中野地域のまちづくりのために活動を行う団体を持って構成する。

(活動)

第5条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること
- (2) 地域コミュニティづくりに関すること
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること
- (4) 健康づくり、地域福祉等に関すること
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること
- (6) 生涯学習、地域スポーツの興隆及び郷土文化の継承に関すること
- (7) 環境美化に関すること
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること

2 次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とすること
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化教育することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とすること
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とすること

第2章 役員

(役員及び監事)

第6条 本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名（部会長を兼務することもあり得る。）
- (3) 部会長 3人
- (4) 会計 1人
- (5) 総務 1人
- (6) 監事 2人

(役員等の選任)

第7条 役員等は、運営委員会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第8条 各役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4) 会計は、本会の会計を担当する。
- (5) 総務は、本会の会務を担当する。
- (6) 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ①役員の業務執行の状況を監査すること
 - ②本会の財産の状況を監査すること
 - ③前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これをまちづくり協議会及び区長に報告すること
 - ④本会の役員の業務執行の状況又は財産の状況について意見を述べること

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、別表に定める各種団体から各1名及び第4章に定める部会長各1名（以下「運営委員会」という。）を委員として組織する。

(運営委員会の決議事項)

第 11 条 運営委員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 予算、事業計画、決算及び実績報告に関すること
- (2) 役員等の選任に関すること
- (3) 中野地域のまちづくりに関すること
- (4) 規約の制定改廃に関すること
- (5) 部会の設置に関すること
- (6) その他、会務上必要なこと

(運営委員会の開催)

第 12 条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員会の 2 分の 1 以上から請求があったとき

(運営委員会の議長)

第 13 条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第 14 条 運営委員会は、運営委員の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の決議)

第 15 条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の書面表決等)

第 16 条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

2 この場合、定足数及び決議の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第 17 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関するこ

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印するものとする。

(会議録の作成及び公開)

第 18 条 活動地区の住民、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部 会

(部会の設置)

第 19 条 会長は、運営委員会の決議により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる

(部会の組織)

第 20 条 本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

(1) 安全・防災・防犯・環境部会 安全、防災、防犯及び環境に関すること

(2) 地域福祉部会 地域福祉に関すること

(3) 体育・青少年育成部会 スポーツ・教育及び青少年育成に関すること

2 各部会に、部会長1人、副部会長兼総務 若干名、部会会計 1人を置く。

3 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第 21 条 本会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

ただし、天災又は疫病等のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 22 条 本会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

2 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。

3 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人からの閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

第 23 条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

2 地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更等

(規約の変更)

第25条 この規約は、運営委員会の決議を経なければ、変更することはできない。

(委任)

第26条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年 12月 26日から施行する。

この会則は、平成31年 4月1日に一部改正施行する。

この会則は、令和元年 6月29日に一部改正施行する。

この会則は、令和3年 2月27日に一部改正施行する。